

自賠責共済規程の一部変更について

平成 1 4 年 1 月

自動車損害賠償責任共済規程の一部変更

(1) 変更理由

平成14年4月1日に施行される自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律により、責任共済に関する規定が改正された。このため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済規程について、これらの改正に対応した変更を行うとともに、その他必要な規定の整備を行う必要がある。

(2) 変更内容

農業協同組合（農協）、全国共済農業協同組合連合会（全共連）の共済規程について、以下の変更を行う。

自動車損害賠償保障法の改正等による変更

- (イ) 支払基準に係る規定の変更（改正自動車損害賠償保障法第16条の3関係）
- (ロ) 書面の交付に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第16条の4関係）
- (ハ) 書面による説明等に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第16条の5関係）
- (ニ) 支払等の届出に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第16条の6関係）
- (ホ) 指定紛争処理機関による紛争の処理に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第2節の2関係）
- (ヘ) 追加共済掛金に係る規定の削除（旧自動車損害賠償保障法第19条の2関係）
- (ト) 自動車損害賠償保障法、自動車損害賠償保障法施行令の条文がずれたことによる変更

共済事業の譲渡に係る規定の整備、災害等による特別措置に係る規定の整備およびその他所要の規定の整備

(イ) 共済事業の譲渡に係る規定の整備

現行共済規程においては、農協から他の農協又は全共連への事業譲渡及び共済契約の包括移転については規定されているが、全共連から農協への事業譲渡の規定はない。

最近の破綻処理の中には、破綻処理の過程で一旦全共連へ共済契約を包括移転し、その後破綻の事業区域を地区とする農協に契約を再移転させるケースが想定されることにかんがみ、今回全共連から農協への事業譲渡の規定を設けることとする。

(ロ) 災害等による特別措置に係る規定の整備

災害救助法が適用され、かつ道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合における共済契約の承諾及び共済掛金の収納についての特例に関する規定を整備する。

自動車損害賠償責任共済事業規約の一部変更

(1) 変更理由

平成14年4月1日に施行される自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律により、責任共済に関する規定が改正された。このため、全国労働者共済生活協同組合再共済連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会ほかの共済事業規約について、これらの改正に対応した変更を行うとともに、その他必要な規定の整備を行う必要がある。

(2) 変更内容

全国労働者共済生活協同組合再共済連合会（再共済連）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）、電気通信産業労働者共済生活協同組合、全逓信労働者共済生活協同組合、全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合、全国森林関連産業労働者共済生活協同組合、全日本たばこ産業労働者共済生活協同組合および全日本水道労働者共済生活協同組合の共済事業規約について、以下の変更を行う。

自動車損害賠償保障法の改正等による変更

- (イ) 支払基準に係る規定の変更（改正自動車損害賠償保障法第16条の3関係）
- (ロ) 書面の交付に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第16条の4関係）
- (ハ) 書面による説明等に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第16条の5関係）
- (ニ) 指定紛争処理機関による紛争の処理に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第2節の2関係）
- (ホ) 追加共済掛金に係る規定の削除（旧自動車損害賠償保障法第19条の2関係）
- (ヘ) 政府保険に係る規定の削除（旧自動車損害賠償保障法第40条～51条関係）
- (ト) 保険料等充当交付金取扱いの規定の追加（改正自動車損害賠償保障法附則第7項関係）
- (チ) 自動車損害賠償保障法、自動車損害賠償保障法施行令の条文がずれたことによる変更

災害等による特別措置に係る規定の整備およびその他所要の規定の整備

- (イ) 災害等による特別措置に係る規定の整備

災害救助法が適用され、かつ道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合における共済契約の承諾及び共済掛金の収納についての特例に関する規定を整備する。

自動車損害賠償責任共済規程の一部変更

(1) 変更理由

平成14年4月1日に施行される自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律により、責任共済に関する規定が改正された。このため、全国自動車共済協同組合連合会及び傘下6自動車共済協同組合の共済規程について、これらの改正に対応した変更を行うとともに、その他必要な規定の整備を行う必要がある。

(2) 変更内容

全国自動車共済協同組合連合会（全自共）、北海道自動車共済協同組合、東北自動車共済協同組合、関東自動車共済協同組合、中部自動車共済協同組合、近畿自動車共済協同組合、西日本自動車共済協同組合の共済規程について、以下の変更を行う。

自動車損害賠償保障法の改正等による変更

- (イ) 支払基準に係る規定の変更（改正自動車損害賠償保障法第16条の3関係）
- (ロ) 書面の交付に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第16条の4関係）
- (ハ) 書面による説明等に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第16条の5関係）
- (ニ) 指定紛争処理機関による紛争の処理に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第2節の2関係）
- (ホ) 追加共済掛金に係る規定の削除（旧自動車損害賠償保障法第19条の2関係）
- (ヘ) 政府保険に係る規定の削除（旧自動車損害賠償保障法第40条～51条関係）
- (ト) 保険料等充当交付金取扱いの規定の追加（改正自動車損害賠償保障法附則第7項関係）
- (チ) 自動車損害賠償保障法、自動車損害賠償保障法施行令の条文がずれたことによる変更

災害等による特別措置に係る規定の整備および他所要の規定の整備

- (イ) 災害等による特別措置に係る規定の整備

災害救助法が適用され、かつ道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合における共済契約の承諾及び共済掛金の収納についての特例に関する規定を整備する。

自動車損害賠償責任共済規程の一部変更

(1) 変更理由

平成14年4月1日に施行される自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律により、責任共済に関する規定が改正された。このため、交通共済協同組合及び全国トラック交通共済協同組合連合会の共済規程について、これらの改正に対応した変更を行う。

(2) 変更内容

交通共済協同組合及び全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）の共済規程について、以下の変更を行う。

自動車損害賠償保障法の改正等による変更

- (イ) 支払基準に係る規定の変更（改正自動車損害賠償保障法第16条の3関係）
- (ロ) 書面の交付に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第16条の4関係）
- (ハ) 書面による説明等に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第16条の5関係）
- (ニ) 指定紛争処理機関による紛争の処理に係る規定の追加（改正自動車損害賠償保障法第2節の2関係）
- (ホ) 追加共済掛金に係る規定の削除（旧自動車損害賠償保障法第19条の2関係）
- (ヘ) 政府保険に係る規定の削除（旧自動車損害賠償保障法第40条～51条関係）
- (ト) 保険料等充当交付金取扱いの規定の追加（改正自動車損害賠償保障法附則第7項関係）
- (チ) 自動車損害賠償保障法、自動車損害賠償保障法施行令の条文がずれたことによる変更

災害等による特別措置に係る規定の整備

災害救助法が適用され、かつ道路運送車両法第61条の2の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合における共済契約の承諾及び共済掛金の収納についての特例に関する規定を整備する。

この組合の共済規程附属書自動車損害賠償責任共済規程の一部を次の新旧対照表のとおり変更する。

共済規程附属書自動車損害賠償責任共済規程新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	現 行
<p>第1章 総 則</p> <p>(定 義)</p> <p>第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 自 動 車 法第2条第1項に<u>規定する自動車</u></p> <p>(4) 運 行 法第2条第2項に<u>規定する運行</u></p> <p>(5) 保 有 者 法第2条第3項に<u>規定する保有者</u></p> <p>(6) 運 転 者 法第2条第4項に<u>規定する運転者</u></p> <p>(7) 共済契約 法第11条第2項に<u>規定する責任共済の契約</u></p> <p>(8) 保険契約 法第11条第1項に<u>規定する責任保険の契約</u></p> <p>(共済の目的の範囲)</p> <p>第2条 共済の目的は、自動車の日本国内(日本国外における日本船舶内を含む。)における運行によつて他人の生命又は身体を害したことにより、被共済者が負つた法律上の損害賠償責任とする。</p> <p>(被共済者の範囲)</p> <p>第3条 被共済者の<u>範囲</u>は、自動車の保有者及びその運転者とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(定 義)</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 自 動 車 法第2条第1項の<u>自動車</u></p> <p>(4) 運 行 法第2条第2項の<u>運行</u></p> <p>(5) 保 有 者 法第2条第3項の<u>保有者</u></p> <p>(6) 運 転 者 法第2条第4項の<u>運転者</u></p> <p>(7) 共済契約 法第11条第2項の<u>責任共済の契約</u></p> <p>(8) 保険契約 法第11条第1項の<u>責任保険の契約</u></p> <p>(共済の目的の範囲)</p> <p>第2条 共済の目的は、自動車の日本国内(日本国外における日本船舶内を含む。)における運行によつて他人の生命<u>または</u>身体を害したことにより、被共済者が負つた法律上の損害賠償責任とする。</p> <p>(被共済者の範囲)</p> <p>第3条 被共済者は、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>(以下「共済証明書」という。)に記載されている自動車の保有者<u>および</u>その運転者とする。</p>

改 正 後	現 行
<p>(共済金額及び共済期間の制限)</p> <p>第4条 共済金額は、令第12条において準用する令第2条に定める金額とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>る。</p> <p>(共済金額および共済期間の制限)</p> <p>第4条 共済金額は、令第17条において準用する令第2条に定める金額とする。</p> <p>2 [略]</p>

改 正 後	現 行
<p>第 2 章 共済契約の締結 (共済契約の申込み)</p> <p>第 9 条</p> <p>1 [略]</p> <p>2 前項の共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、全国共済連が定めたものによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 共済責任の始期及び共済期間</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 共済契約の申込みをする者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(6) [略]</p> <p>(共済契約の承諾)</p> <p>第 10 条 この組合は、前条第 1 項の規定による申込みがあつたときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第 24 条第 2 項第 1 号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第 11 条各号に掲げる理由がある場合には別に定めるところにより当該申込みを承諾しないことができるものとする。</p> <p>(共済期間の始期及び終期)</p> <p>第 12 条 [略]</p>	<p>第 2 章 共済契約の締結 (共済契約の申込み)</p> <p>第 9 条</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 共済責任の始期および共済期間</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 共済契約の申込みをする者の氏名または名称および住所</p> <p>(6) [略]</p> <p>(共済契約の承諾)</p> <p>第 10 条 この組合は、前条第 1 項の申込みがあつたときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第 24 条第 2 項第 1 号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第 11 条各号に掲げる理由がある場合には別に定めるところにより当該申込みを承諾しないことができるものとする。</p> <p>(共済期間の始期および終期)</p> <p>第 12 条 [略]</p>

改 正 後	現 行
<p>(共済証明書等の交付)</p> <p>第 13 条 この組合は、共済掛金を収納したときは、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u> (以下「共済証明書」という。) を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 この組合は、検査対象外軽自動車 (道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 58 条第 1 項に規定する検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車又は締約国登録自動車 (道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律 (昭和 39 年法律第 109 号) 第 2 条第 2 項に規定する締約国登録自動車をいう。) について共済証明書を交付したときは、共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前項の共済証書には、次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、全国共済連が定めたものによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 共済契約者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3)</p> <p>~ [略]</p> <p>(5)</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>(共済証明書等の交付)</p> <p>第 13 条 この組合は、共済掛金を収納したときは、<u>共済証明書</u> を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 この組合は、検査対象外軽自動車 (道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 58 条第 1 項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車または締約国登録自動車 (道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律 (昭和 39 年法律第 109 号) 第 2 条第 2 項の締約国登録自動車をいう。) について共済証明書を交付したときは、共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 共済契約者の氏名または名称および住所</p> <p>(3)</p> <p>~ [略]</p> <p>(5)</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p>

改 正 後	現 行
<p>第3章 共済金等の支払 (共済金等の支払事由)</p> <p>第14条 この組合は、被共済者が、共済証明書に記載されている自動車(以下「被共済自動車」という。)の運行によつて他人の生命又は身体を害した場合において、法律上の損害賠償責任を負つたことによる損害を受けたときは、被共済者に共済金を支払うものとする。ただし、その損害が共済契約者又は被共済者の悪意によつて生じたものである場合には、共済金を支払わないものとする。</p> <p>2 この組合は、<u>被共済自動車</u>の保有者たる被共済者が法第3条に規定する損害賠償責任を負つた場合において被害者から請求があつたときは、被害者に損害賠償額(法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項に規定する損害賠償額をいう。以下同じ。)を支払うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第2項の規定によりこの組合が被害者に損害賠償額を支払つたときは、共済契約者<u>又は</u>被共済者の悪意によつて損害が生じた場合を除き、この組合が被共済者に当該損害賠償額に相当する額の共済金を支払つたものとみなす。</p> <p>5 この組合は、<u>被共済自動車</u>の保有者たる被共済者が<u>被共済自動車</u>の運行によつて他人の生命<u>又は</u>身体を害した場合において被害者から請求があつたときは、被害者に仮渡金(法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金をいう。以下同じ。)を支払うものとする。</p>	<p>第3章 共済金等の支払 (共済金等の支払事由)</p> <p>第14条 この組合は、被共済者が、共済証明書に記載されている自動車の運行によつて他人の生命<u>または</u>身体を害した場合において、法律上の損害賠償責任を負つたことによる損害を受けたときは、被共済者に共済金を支払うものとする。ただし、その損害が共済契約者<u>または</u>被共済者の悪意によつて生じたものである場合には、共済金を支払わないものとする。</p> <p>2 この組合は、<u>自動車</u>の保有者たる被共済者が法第3条に規定する損害賠償責任を負つた場合において被害者から請求があつたときは、被害者に損害賠償額(法第23条の2第1項において準用する法第16条第1項の損害賠償額をいう。以下同じ。)を支払うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第2項の規定によりこの組合が被害者に損害賠償額を支払つたときは、共済契約者<u>または</u>被共済者の悪意によつて損害が生じた場合を除き、この組合が被共済者に当該損害賠償額に相当する額の共済金を支払つたものとみなす。</p> <p>5 この組合は、<u>自動車</u>の保有者たる被共済者が<u>共済証明書に記載されている自動車</u>の運行によつて他人の生命<u>または</u>身体を害した場合において被害者から請求があつたときは、被害者に仮渡金(法第23条の2第1項において準用する法第17条第1項の仮渡金をいう。以下同じ。)を支払うものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>(重複契約の場合の免責)</p> <p>第14条の2 この組合は、<u>被共済自動車</u>につき、当該共済契約よりも締結した時が早い他の共済契約又は保険契約があり、かつ、<u>被共済自動車</u>の運行による事故がその締結した時が早い他の共済契約又は保険契約の共済期間又は保険期間において生じたものである場合には、前条第1項、第2項及び第5項の規定にかかわらず、共済金、損害賠償額又は仮渡金(以下「共済金等」という。)の支払をしないものとする。</p> <p>2 この組合は、前項の規定により共済金等の支払をしない共済契約に関し、被害者から損害賠償額又は仮渡金の支払の請求があり、損害賠償額又は仮渡金の支払として給付をしたときは、この組合又は被害者が当該請求に係る共済契約が前項の規定により共済金等の支払をしない共済契約であることを知っていた場合を除き、その給付をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした給付の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>3 この組合は、<u>被共済自動車</u>につき、当該共済契約と同時に締結した他の共済契約又は保険契約があり(当該共済契約よりも締結した時が早い他の共済契約又は保険契約がないときに限る。)、かつ、<u>被共済自動車</u>の運行による事故がその同時に締結した他の共済契約又は保険契約の共済期間又は保険期間において生じたものである場合には、前条第1項、第2項及び第5項の規定にかかわらず、共済金等の支払をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を<u>超える金額</u>について共済金等の支払をしないものとする。</p>	<p>(重複契約の場合の免責)</p> <p>第14条の2 この組合は、<u>共済証明書に記載されている自動車</u>につき、当該共済契約よりも締結した時が早い他の共済契約<u>または</u>保険契約があり、かつ、<u>当該自動車</u>の運行による事故がその締結した時が早い他の共済契約<u>または</u>保険契約の共済期間<u>または</u>保険期間において生じたものである場合には、前条第1項、第2項<u>および</u>第5項の規定にかかわらず、共済金、損害賠償額<u>または</u>仮渡金(以下「共済金等」と総称する。)の支払をしないものとする。</p> <p>2 この組合は、前項の規定により共済金等の支払をしない共済契約に関し、被害者から損害賠償額<u>または</u>仮渡金の支払の請求があり、損害賠償額<u>または</u>仮渡金の支払として給付をしたときは、この組合<u>または</u>被害者が当該請求に係る共済契約が前項の規定により共済金等の支払をしない共済契約であることを知っていた場合を除き、その給付をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした給付の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>3 この組合は、<u>共済証明書に記載されている自動車</u>につき、当該共済契約と同時に締結した他の共済契約<u>または</u>保険契約があり(当該共済契約よりも締結した時が早い他の共済契約<u>または</u>保険契約がないときに限る。)、かつ、<u>当該自動車</u>の運行による事故がその同時に締結した他の共済契約<u>または</u>保険契約の共済期間<u>または</u>保険期間において生じたものである場合には、前条第1項、第2項<u>および</u>第5項の規定にかかわらず、共済金等の支払をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を<u>こえる金額</u>について共済金等の支払をしないものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>4 この組合は、前項の規定により共済金等の一部の支払をしない共済契約に関し、被害者から損害賠償額又は仮渡金の支払の請求があり、同項の規定により共済金等の一部の支払をしない金額を支払ったときは、この組合又は被害者が当該請求に係る共済契約が前項の規定により共済金等の一部の支払をしない共済契約であることを知っていた場合を除き、その共済金等の支払をしない金額を支払った額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対して、その共済金等の支払をしない金額を支払った額の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>(共済金等の額)</p> <p>第15条 第14条第1項の規定によりこの組合が支払うべき共済金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、共済金額をもつて限度とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療又は看護の費用の額</p> <p>(3) 被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害の防止又は軽減に要した費用(被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解又は調停に要した費用を除く。)の額</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第1項の規定による共済金の額又は前項の規定による損害賠償額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害に係る部分は、前2項の規定</p>	<p>4 この組合は、前項の規定により共済金等の一部の支払をしない共済契約に関し、被害者から損害賠償額または仮渡金の支払の請求があり、同項の規定により共済金等の一部の支払をしない金額を支払ったときは、この組合または被害者が当該請求に係る共済契約が前項の規定により共済金等の一部の支払をしない共済契約であることを知っていた場合を除き、その共済金等の支払をしない金額を支払った額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対して、その共済金等の支払をしない金額を支払った額の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>(共済金等の額)</p> <p>第15条 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用の額</p> <p>(3) 被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害の防止または軽減に要した費用(被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用を除く。)の額</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第1項の規定による共済金の額または前項の規定による損害賠償額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害に係る部分は、前2項の規定にか</p>

改 正 後	現 行
<p>にかかわらず、<u>令第 12 条</u>において準用する令第 3 条の 2 に定める額を限度とする。</p> <p>4 第 14 条第 5 項の規定によりこの組合が支払うべき仮渡金の額は、<u>令第 12 条</u>において準用する令第 5 条に規定する金額とする。ただし、被害者の請求した額が同条に規定する金額未満の額であるときは、当該請求に係る額とする。</p> <p>5 この組合は、被害者に支払った仮渡金の額が第 2 項の規定によりこの組合が支払うべき損害賠償額に相当する額を<u>超えた</u>場合には、その<u>超えた金額</u>の返還を当該被害者に請求するものとする。</p> <p>6 この組合は、<u>共済金の額又は損害賠償額の算出の基礎となる被共済者又は被害者が受けた損害の額</u>を算出しようとするときは、<u>自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準</u>（平成 13 年 12 月 21 日金融庁・国土交通省告示第 1 号。第 16 条の 2 第 1 項において「支払基準」という。）及び<u>全国共済連が定めた支払基準実施要領</u>によつてするものとする。</p> <p>（共済金等の支払手続）</p> <p>第 16 条 <u>共済契約者又は被共済者は、第 14 条第 1 項に規定する損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知つたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を</u>書面でこの組合に通知しなければならない。</p> <p>(1) 当該事実発生の日時、<u>場所及びその状況</u></p> <p>(2) 被害者の氏名、住所、<u>年齢及び職業</u></p> <p>(3) 前 2 号に掲げる事項の証人となる者があるときはその氏名<u>及び住</u></p>	<p>かわらず、<u>令第 17 条</u>で準用する令第 3 条の 2 に定める額を限度とする。</p> <p>4 第 14 条第 5 項の規定によりこの組合が支払うべき仮渡金の額は、<u>令第 17 条</u>において準用する令第 5 条に規定する金額とする。ただし、被害者の請求した額が同条に規定する金額未満の額であるときは、当該請求に係る額とする。</p> <p>5 この組合は、被害者に支払った仮渡金の額が第 2 項の規定によりこの組合が支払うべき損害賠償額に相当する額を<u>こえた</u>場合には、その<u>こえた金額</u>の返還を当該被害者に請求するものとする。</p> <p>6 この組合は、<u>共済金の額または損害賠償額の算出の基礎となる被共済者または被害者が受けた損害の額</u>を算出しようとするときは、<u>全国共済連が農林水産大臣の承認を受けて定めた自動車損害賠償責任共済損害査定要綱</u>によつてするものとする。</p> <p>（共済金等の支払手続）</p> <p>第 16 条 <u>共済契約者または被共済者は、第 14 条第 1 項の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知つたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を</u>書面でこの組合に通知しなければならない。</p> <p>(1) 当該事実発生の日時、<u>場所およびその状況</u></p> <p>(2) 被害者の氏名、住所、<u>年齢および職業</u></p> <p>(3) 前 2 号に掲げる事項の証人となる者があるときはその氏名<u>および</u></p>

改 正 後	現 行
<p>所</p> <p>(4) 損害賠償の請求を受けたとき又は第 14 条第 1 項に規定する損害に係る訴訟を提起し、若しくは提起されたときはその内容</p> <p>2 共済契約者又は被共済者は、第 14 条第 1 項に規定する損害又はその原因となるべき事実が発生した場合において、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これをこの組合に提出しなければならない。</p> <p>3 被共済者は、共済金の支払を請求しようとするときは、<u>特別の理由がある場合を除き、第 14 条第 1 項に規定する損害の額が確定した日の翌日から起算して 30 日以内に</u>共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この組合が必要とする書類を添え、これをこの組合に提出して、共済金の支払を請求しなければならない。</p> <p>4 被害者は、損害賠償額の支払を請求しようとするときは、損害賠償額支払請求書に次の各号に掲げる書類（既に仮渡金の支払を請求しているときは、第 3 号に掲げる書面）を添え、これをこの組合に提出して、損害賠償額の支払を請求しなければならない。</p> <p>(1) 診断書又は検案書</p> <p>(2) 加害者及び被害者の氏名及び住所並びに加害行為の行われた日時及び場所を証するに足りる書面</p> <p>(3) 請求する金額の算出基礎を証するに足りる書面であつて、診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示しているもの</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>5 被害者は、仮渡金の支払を請求しようとするときは、仮渡金支払請</p>	<p>住所</p> <p>(4) 損害賠償の請求を受けたときまたは第 14 条第 1 項の損害に係る訴訟を提起し、もしくは提起されたときはその内容</p> <p>2 共済契約者または被共済者は、第 14 条第 1 項の損害またはその原因となるべき事実が発生した場合において、この組合が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これをこの組合に提出しなければならない。</p> <p>3 被共済者は、共済金の支払を請求しようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この組合が必要とする書類を添え、<u>第 14 条第 1 項の損害の額が確定した日から、特別の理由がある場合を除き、30 日以内に</u>これをこの組合に提出して、共済金の支払を請求しなければならない。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>(1) 診断書または検案書</p> <p>(2) 加害者および被害者の氏名および住所ならびに加害行為の行われた日時および場所を証するに足りる書面</p> <p>(3) 請求する金額の算出基礎を証するに足りる書面であつて、診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容および根拠を明示しているもの</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>5 被害者は、仮渡金の支払を請求しようとするときは、仮渡金支払請</p>

改 正 後	現 行
<p>求書に損害賠償額の支払の請求と同時に請求しようとする場合及び既に損害賠償額の支払を請求している場合以外の場合には、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて、これをこの組合に提出して、仮渡金の支払を請求しなければならない。</p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 共済金又は損害賠償額は、調査のため特に日時を要するときを除き、第3項又は第4項に規定する書類がこの組合に到達した日からその日を含めて30日以内に、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所において支払うものとする。</p> <p>8 仮渡金は、第5項に規定する書類がこの組合に到達した後遅滞なく、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所において支払うものとする。</p> <p>9 〔略〕</p> <p>10 〔略〕</p> <p>11 この組合は、被共済者が第3項の規定による手続を2年間怠り、又は被害者が第4項若しくは第5項の規定による手続を2年間怠つたときは、共済金又は損害賠償額若しくは仮渡金を支払わないことができる。</p> <p>〔新設〕 <u>(書面の交付)</u> 第16条の2 この組合は、共済金等の支払の請求があつたときは、支払基準の概要、共済金等の支払の手続の概要及び法第23条の5第1項の規定により紛争処理業務を行う者として指定された者(以下「指</p>	<p>求書に損害賠償額の支払の請求と同時に請求しようとする場合および既に損害賠償額の支払を請求している場合以外の場合には、前項第1号、第2号および第4号に掲げる書類を添えて、これをこの組合に提出して、仮渡金の支払を請求しなければならない。</p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 共済金または損害賠償額は、調査のため特に日時を要するときを除き、第3項または第4項の書類がこの組合に到達した日から30日以内に、この組合の事務所またはこの組合の指定する場所において支払うものとする。</p> <p>8 仮渡金は、第5項の書類がこの組合に到達した後遅滞なく、この組合の事務所またはこの組合の指定する場所において支払うものとする。</p> <p>9 〔略〕</p> <p>10 〔略〕</p> <p>11 この組合は、被共済者が第3項の規定による手続を2年間怠り、または被害者が第4項もしくは第5項の規定による手続を2年間怠つたときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができる。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>定紛争処理機関」という。)の概要を記載した書面をその請求を行つた被共済者又は被害者に交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>この組合は、共済金等の支払を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を前項に規定する請求を行つた被共済者又は被害者に交付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>事故の年月日</u></p> <p>(2) <u>令第2条第1項各号に定める損害ごとの支払金額</u></p> <p>(3) <u>令第2条第1項第2号に定める後遺障害(以下「後遺障害」という。)に該当する場合にあつては、該当する等級(以下「後遺障害等級」という。)及びその等級に該当すると判断したことの理由</u></p> <p>(4) <u>共済金等の支払において損害額から減額を行つた場合にあつては、その減額の割合及び減額を行うことと判断したことの理由</u></p> <p>3 <u>この組合は、法第3条ただし書に規定する事項の証明があつたことその他の理由により共済金等を支払わないこととしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を第1項の規定により請求を行つた被共済者又は被害者に交付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>事故の状況の概要</u></p> <p>(2) <u>被共済者に損害賠償の責任がないと判断した場合にあつては、その判断の理由</u></p> <p>(3) <u>事故により損害が発生していないと判断した場合にあつては、その判断の理由</u></p> <p>(4) <u>法第14条の規定によりこの組合が損害のてん補の責を免れると判断した場合にあつては、その判断の理由</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>4 この組合は、前3項の規定による書面の交付に代えて、被共済者又は被害者の承諾を得て、その書面に記載すべき事項を令第4条の2に規定する情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。</u></p> <p>〔新設〕 <u>(書面による説明等)</u></p> <p><u>第16条の3 この組合は、前条第2項又は第3項の規定により書面を交付した後において、被共済者又は被害者から、書面により、次の各号に掲げる事項について説明を求められたときは、その説明を求めた被共済者又は被害者に対して、書面により、その説明を求められた事項を説明するものとする。</u></p> <p><u>(1) 事故の状況の詳細</u></p> <p><u>(2) 事故により支出を要した費用、事故により失われた利益、慰謝料その他の損害の細目及びその細目ごとの積算の詳細</u></p> <p><u>(3) 後遺障害に該当する場合にあつては、その後遺障害等級に該当すると判断した理由の詳細</u></p> <p><u>(4) 共済金等の支払において損害額から減額を行つた場合にあつては、減額の割合の判断をした理由の詳細</u></p> <p><u>(5) 被共済者に損害賠償の責任がないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>(6) 事故により損害が発生していないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p><u>(7) 法第14条の規定によりこの組合が損害のてん補の責を免れると</u></p>	

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p>2 <u>この組合は、前項の規定による説明を求められた場合であつて第三者の権利利益を不当に害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その説明を求められた事項の全部又は一部について説明しないことができるものとする。この場合において、この組合は、説明をしない旨及びその理由を記載した書面を前項の規定により説明を求めた被共済者又は被害者に対して交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>この組合は、第1項の規定による説明又は前項の規定による書面の交付（次項において「説明等」という。）について、第1項の規定により被共済者又は被害者から説明を求められた日から起算して30日以内に行うものとする。</u></p> <p>4 <u>この組合は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に説明等を行うことができないときは、同項に規定する期間内に、第1項の規定により説明を求めた被共済者又は被害者に対し、書面により、前項に規定する期間内にその説明等を行うことができない理由及びその説明等の期限を通知するものとする。</u></p> <p>5 <u>この組合は、第1項の規定による書面による説明、第2項の規定による書面の交付又は前項の規定による書面による通知に代えて、被共済者又は被害者の承諾を得て、その書面に記載すべき事項を令第4条の3において準用する令第4条の2に規定する情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。</u></p> <p>〔新設〕 <u>（支払等の届出）</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>第 16 条の 4 この組合は、令第 2 条第 1 項第 1 号イに該当する損害、同項第 2 号イに該当する損害、同項第 3 号ロからホまでに該当する損害及び同号へに該当する損害であつて令別表第二第 1 級から第 3 級までに該当するもの、同条第 2 項に該当する損害並びに令別表第一備考第 1 号若しくは別表第二備考第 6 号に該当する損害について共済金等を支払つたとき又は第 16 条の 2 第 3 項の規定による書面の交付を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>事故の状況の詳細</u></p> <p>(2) <u>被共済者、加害者及び被害者の氏名、年齢、住所その他の被共済者、加害者及び被害者に関する重要事項</u></p> <p>(3) <u>令第 2 条第 1 項各号に定める損害ごとの支払金額</u></p> <p>(4) <u>事故により支出を要した費用、事故により失われた利益、慰謝料その他の損害の細目及びその細目ごとの積算の詳細</u></p> <p>(5) <u>後遺障害に該当する場合にあつては、後遺障害等級及びその等級に該当すると判断をした理由の詳細</u></p> <p>(6) <u>共済金等の支払において損害額から減額を行つた場合にあつては、その減額の割合及び減額の割合の判断をした理由の詳細</u></p> <p>(7) <u>被共済者に損害賠償の責任がないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p>(8) <u>事故により損害が発生していないと判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p> <p>(9) <u>法第 14 条の規定によりこの組合が損害のてん補の責を免れると判断した場合にあつては、その判断の理由の詳細</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>(紛争の処理)</p> <p>第 17 条 共済金の額につきこの組合と被共済者との間に紛争を生じた場合において、当事者間の協議が<u>整わない</u>ときは、この組合が全国共済連の同意を得、書面をもつて選定した者<u>及び</u>被共済者が書面をもつて選定した者各 1 名の決定にまかせるものとし、もしそれらの者の中で意見が一致しないときは、それらの者が選定した 1 名の者の裁定にまかせるものとする。</p> <p>2 前項の決定<u>又は</u>裁定に要する費用は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担割合は、同項の決定<u>又は</u>裁定において定めるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>(指定紛争処理機関による紛争の処理)</p> <p><u>第 17 条の 2 前条の規定にかかわらず、この組合が支払うべき共済金等の額について、この組合と被共済者又は被害者との間に紛争を生じた場合に、当事者間の協議が整わないときは、その当事者のいずれも、指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとする。</u></p> <p><u>2 この組合は、指定紛争処理機関より、紛争処理業務の実施に伴い、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求められた場合には、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。</u></p> <p><u>3 この組合は、第 1 項に規定する指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守するものとする。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等により解決が行われた場合には、こ</u></p>	<p>(紛争の処理)</p> <p>第 17 条 共済金の額につきこの組合と被共済者との間に紛争を生じた場合において、当事者間の協議が<u>ととのわない</u>ときは、この組合が全国共済連の同意を得、書面をもつて選定した者<u>および</u>被共済者が書面をもつて選定した者各 1 名の決定にまかせるものとし、もしそれらの者の中で意見が一致しないときは、それらの者が選定した 1 名の者の裁定にまかせるものとする。</p> <p>2 前項の決定<u>または</u>裁定に要する費用は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担割合は、同項の決定<u>または</u>裁定において定めるものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>の限りでない。</u></p> <p>(損害防止義務)</p> <p>第 18 条 共済契約者<u>及び</u>被共済者は、第 14 条第 1 項に<u>規定する損害又はその原因となるべき事実が発生したときは、当該損害の防止及び軽減に努めなければならない。</u></p> <p>(代 位)</p> <p>第 19 条 この組合は、被共済者が第三者に対し損害の賠償を請求することができる場合において、被共済者に共済金を支払ったとき<u>又は</u>被害者に損害賠償額を支払ったときは、被共済者の権利を害しない範囲内で、かつ、その支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得するものとする。</p> <p>2 被共済者は、この組合が要求したときは、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全<u>及び</u>行使のために必要な証拠<u>及び</u>書類の提供その他の行為をしなければならない。この場合において、これらの行為に要する費用は、この組合の負担とする。</p>	<p>(損害防止義務)</p> <p>第 18 条 共済契約者<u>および</u>被共済者は、第 14 条第 1 項の<u>損害またはその原因となるべき事実が発生したときは、当該損害の防止および軽減に努めなければならない。</u></p> <p>(代 位)</p> <p>第 19 条 この組合は、被共済者が第三者に対し損害の賠償を請求することができる場合において、被共済者に共済金を支払ったとき<u>または</u>被害者に損害賠償額を支払ったときは、被共済者の権利を害しない範囲内で、かつ、その支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得するものとする。</p> <p>2 被共済者は、この組合が要求したときは、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全<u>および</u>行使のために必要な証拠<u>および</u>書類の提供その他の行為をしなければならない。この場合において、これらの行為に要する費用は、この組合の負担とする。</p>

改 正 後	現 行
<p>第4章 共済契約の異動 (通知義務)</p> <p>第20条 共済契約者又は被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければならない。この場合において、第1号から第3号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載をすることを請求しなければならない。</p> <p>(1) 法第20条各号に掲げる事実又は事項を変更した場合 〔削る。〕</p> <p>(2) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となつた場合 (3) 〔略〕 〔条項移動〕 〔削る。〕</p> <p>(4) 当該共済契約と重複する他の共済契約又は保険契約を締結する場合</p> <p>2 この組合は、前項後段の規定による請求があつたときは、遅滞なく、共済証明書にその旨の記載をするものとする。ただし、第28条第1項後段の規定による共済掛金の不足額又は次項の規定による支払つた金額の支払がなかつたときは、この限りでない。</p> <p>3 この組合は、第1項第1号又は第3号に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した被共済自動車の運行による事故により共済金等を支払つた場合において、共済契約者又は被共済者が第1項に規定する通知を怠つていたときは、共済契約者に対し、その支払つた金額の支払を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第28条第1項の規定により、共済掛金の不足の額の払込みをし</p>	<p>第4章 共済契約の異動 (通知義務)</p> <p>第20条 共済契約者または被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければならない。この場合において、第1号から第4号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載をすることを請求しなければならない。</p> <p>(1) 法第20条各号に掲げる事実または事項を変更した場合</p> <p>(2) 自動車を他人に譲渡した場合</p> <p>(3) 自動車が法第10条に規定する自動車となつた場合 (4) 〔略〕</p> <p>(5) 自動車の運行によつて保有者および運転者以外の者が死亡した場合</p> <p>(6) 当該共済契約と重複する他の共済契約または保険契約を締結する場合</p> <p>2 この組合は、前項後段の規定による請求があつたときは、遅滞なく、共済証明書にその旨の記載をするものとする。ただし、第28条第1項後段の規定による共済掛金の不足額または次項の規定によるてん補した金額の支払がなかつたときは、この限りでない。</p> <p>3 この組合は、第1項第1号または第4号に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した第14条第1項の損害をてん補した場合において、共済契約者または被共済者が第1項に規定する通知を怠つていたときは、共済契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第28条第1項の規定により、共済掛金の不足の額の払込みをしたときは、この限りでない。</p>

改 正 後	現 行
<p>たときは、この限りでない。</p> <p>(共済契約者の異動)</p> <p>第 21 条 <u>被共済自動車</u>が譲渡された場合において、譲渡人及び譲受人が、<u>被共済自動車</u>に係る共済契約による権利義務を譲受人が承継する旨を書面によりこの組合に通知したときは、<u>被共済自動車</u>が譲渡された時において、当該承継についてこの組合の承認があつたものとみなす。</p> <p>(共済契約の無効)</p> <p>第 22 条 共済契約締結の当時、共済契約に関し、共済契約者又は被共済者に詐欺の行為があつたときは、当該共済契約は無効とする。</p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第 23 条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、<u>被共済自動車</u>が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、<u>この組合に対する書面による通知をもつて</u>、将来に向かつて、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 登録自動車(<u>道路運送車両法第 13 条第 1 項に規定する登録自動車をいう。</u>)について、<u>同法第 15 条又は第 16 条の規定により抹消登録があつた場合</u></p> <p>(2) 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を<u>陸運支局長又は軽自動車検査協会に提出した場合</u></p>	<p>(共済契約者の異動)</p> <p>第 21 条 <u>自動車</u>が譲渡された場合において、譲渡人および譲受人が、<u>当該自動車</u>に係る共済契約による権利義務を譲受人が承継する旨を書面によりこの組合に通知したときは、<u>当該自動車</u>が譲渡された時において、当該承継についてこの組合の承認があつたものとみなす。</p> <p>(共済契約の無効)</p> <p>第 22 条 共済契約締結の当時、共済契約に関し、共済契約者<u>または被共済者</u>に詐欺の行為があつたときは、当該共済契約は無効とする。</p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第 23 条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれか<u>1</u>に該当する場合に限り、将来に向かつて、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 登録自動車について、<u>車台が変つたことまたは運行の用に供することをやめたことにより抹消登録があつた場合</u></p> <p>(2) 軽自動車<u>または二輪の小型自動車</u>について、使用を廃止し、車両番号標を<u>地方運輸局陸運支局長(以下「陸運支局長」という。)</u><u>または軽自動車検査協会に提出した場合</u></p>

改 正 後	現 行
<p>(3) 小型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。）又は原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区又は市町村の交付する標識を当該特別区又は市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸出の許可を受けた場合</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を陸運支局長に返還した場合</p> <p>（組合又は共済契約者による解除）</p> <p>第24条 次の各号に掲げる場合には、この組合は共済証明書記載の共済契約者の住所にあてての書面による通知をもつて、共済契約者はこの組合に対する書面による通知をもつて、将来に向かつて、それぞれ共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第20条第1項第2号に掲げる場合</p> <p>(2) 被共済自動車について他に共済契約又は保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間又は保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</p> <p>（告知義務違反等による解除）</p> <p>第25条 この組合は、共済契約締結の当時、共済契約者が悪意又は重</p>	<p>(3) 小型特殊自動車（道路運送車両法第3条の小型特殊自動車をいう。）または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を陸運支局長に返納した場合</p> <p>（組合または共済契約者による解除）</p> <p>第24条 この組合または共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、将来に向かつて、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第20条第1項第3号に掲げる場合</p> <p>(2) 自動車について他に共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</p> <p>（告知義務違反等による解除）</p> <p>第25条 この組合は、共済契約締結の当時、共済契約者が悪意または重</p>

改 正 後	現 行
<p>大な過失により、法第 20 条各号に掲げる事項を告げず、又は当該事項につき不実のことを告げた場合には、<u>共済証明書記載の共済契約者の住所にあてての書面による通知をもつて、将来に向かつて、共済契約を解除することができる。ただし、この組合が、共済契約締結の当時、その告げなかつた事実を知り、若しくはその告げたことが不実であることを知っていた場合又は過失によつてその告げなかつた事実を知らず、若しくはその告げたことが不実であることを知らなかつた場合には、この限りでない。</u></p> <p>2 この組合が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解除は、共済契約者がその解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、<u>将来に向かつて、その効力を生ずるものとする。</u></p> <p>3 この組合は、前項の解除の効力が生ずる日前に発生した<u>被共済自動車の運行による事故により共済金等を支払つたときは、共済契約者に対し、その支払つた金額の支払を請求することができる。</u></p> <p>4 第1項の規定による解除権は、この組合が共済契約者若しくは被共済者の申出により共済証明書の記載を訂正したとき、この組合が解除の原因を知つた時から1か月間これを行わなかつたとき<u>又は共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅する。</u></p> <p>5 第1項から前項までの規定は、共済契約締結の当時、<u>被共済自動車の保有者又は運転者であつて共済契約者以外の者であるものの悪意又は重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく法第20条各号に掲げる事項を告げず、又は当該事項につき不実のことを告げた場合について準用する。</u></p>	<p>大な過失により、法第 20 条各号に掲げる事項を告げず、<u>または当該事項につき不実のことを告げた場合には、将来に向つて、共済契約を解除することができる。ただし、この組合が、共済契約締結の当時、その告げなかつた事実を知り、もしくはその告げたことが不実であることを知っていた場合または過失によつてその告げなかつた事実を知らず、もしくはその告げたことが不実であることを知らなかつた場合には、この限りでない。</u></p> <p>2 この組合が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解除は、共済契約者がその解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、<u>将来に向つて、その効力を生ずるものとする。</u></p> <p>3 この組合は、前項の解除の効力が生ずる日前に発生した<u>第14条第1項の損害について、その損害をてん補したときは、共済契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。</u></p> <p>4 第1項の規定による解除権は、この組合が共済契約者もしくは被共済者の申出により共済証明書の記載を訂正したとき、この組合が解除の原因を知つた時から1か月間これを行なわなかつたとき<u>または共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅する。</u></p> <p>5 第1項から前項までの規定は、共済契約締結の当時、<u>自動車の保有者または運転者であつて共済契約者以外の者であるものの悪意または重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく法第20条各号に掲げる事項を告げず、または当該事項につき不実のことを告げた場合について準用する。</u></p>

改 正 後	現 行
<p>(共済証明書等の返納)</p> <p>第 26 条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済証明書及 び共済標章をこの組合に返納しなければならない。</p> <p>(共済掛金の払戻し)</p> <p>第 27 条 この組合は、共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失 により共済契約が無効となつた場合には、共済掛金を<u>払い戻さないも のとする。</u></p> <p>2 この組合は、次の各号に掲げる場合には、共済掛金のうち未経過共 済期間に係る部分につき別に定めるところにより算出した金額を共済 契約者に<u>払い戻すものとする。</u></p> <p>(1) 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失により共済契約 が失効した場合</p> <p>(2) 第 23 条又は第 25 条第 1 項 (同条第 5 項において準用する場合 を含む。) の規定により共済契約が解除された場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 この組合は、共済契約が失効した場合 (前項第 1 号に掲げる場合を除く。)、第 24 条の規定によりこの組合が共済契約を解除した場合 又はこの組合のみの故意又は重大な過失により共済契約が解除された 場合には、共済掛金につき日割により計算した未経過共済期間に係る 部分に相当する金額を共済契約者に<u>払い戻すものとする。</u></p> <p>(共済掛金の減額、増額等)</p> <p>第 28 条 この組合は、第 20 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合に</p>	<p>(共済証明書等の返納)</p> <p>第 26 条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済証明書およ び共済標章をこの組合に返納しなければならない。</p> <p>(共済掛金の払いもどし)</p> <p>第 27 条 この組合は、共済契約者または被共済者の責に帰すべき事由に より共済契約が無効となつた場合には、共済掛金を<u>払いもどさないもの とする。</u></p> <p>2 この組合は、次の各号に掲げる場合には、共済掛金のうち未経過共済 期間に係る部分につき別に定めるところにより算出した金額を共済契約 者に<u>払いもどすものとする。</u></p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の責に帰すべき事由により共済契約が 失効した場合</p> <p>(2) 第 23 条または第 25 条第 1 項 (同条第 5 項において準用する場合 を含む。) の規定により共済契約が解除された場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 この組合は、共済契約が失効した場合 (前項第 1 号に掲げる場合を除く。)、第 24 条の規定によりこの組合が共済契約を解除した場合また はこの組合のみの責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合に は、共済掛金につき日割により計算した未経過共済期間に係る部分に相 当する金額を共済契約者に<u>払いもどすものとする。</u></p> <p>(共済掛金の減額、増額等)</p> <p>第 28 条 この組合は、第 20 条第 1 項第 1 号または第 4 号に掲げる場合</p>

改 正 後	現 行
<p>において、共済証明書にその旨の記載をするときは、別に定めるところにより、共済掛金を減額し、<u>又は増額</u>するものとする。この場合には、この組合は、当該減額<u>又は増額</u>により生じた共済掛金の過不足の額を<u>払い戻し</u>、<u>又は追徴</u>するものとする。</p> <p>2 この組合は、共済契約者<u>又は</u>被共済者の申出により、共済証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足の額を<u>払い戻し</u>、<u>又は追徴</u>するものとする。</p> <p>3 この組合は、共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があつたときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を<u>払い戻し</u>、<u>又は追徴</u>するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により共済掛金を減額<u>又は増額</u>する場合において、その減額<u>又は増額</u>の額に10円未満の端数があるとき、<u>又はその全額</u>が100円未満であるときは、その端数金額<u>又はその全額</u>を切り捨てるものとする。</p> <p>〔削る。〕</p>	<p>において、共済証明書にその旨の記載をするときは、別に定めるところにより、共済掛金を減額し、<u>または増額</u>するものとする。この場合には、この組合は、当該減額<u>または増額</u>により生じた共済掛金の過不足の額を<u>払いもどし</u>、<u>または追徴</u>するものとする。</p> <p>2 この組合は、共済契約者<u>または</u>被共済者の申出により、共済証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足の額を<u>払いもどし</u>、<u>または追徴</u>するものとする。</p> <p>3 この組合は、共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があつたときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を<u>払いもどし</u>、<u>または追徴</u>するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により共済掛金を減額<u>または増額</u>する場合において、その減額<u>または増額</u>の額に10円未満の端数があるとき、<u>またはその全額</u>が100円未満であるときは、その端数金額<u>またはその全額</u>を切り捨てるものとする。</p> <p><u>(追加共済掛金)</u></p> <p><u>第28条の2 共済契約者は、共済証明書に記載されている自動車の運行によつて保有者および運転者以外の者が死亡したときは、この組合に対し、別に定めるところにより、追加共済掛金(当該共済契約の共済期間のうちその死亡があつた日以後の期間に応じ令第8条の2第1項の規定で定める額の共済掛金をいう。以下同じ。)を追加して支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第4項の規定は、追加共済掛金の金額の算出について準用する。</u></p>

改 正 後	現 行
	<p><u>3 この組合は、第1項の死亡があつたことを知つたときは、遅滞なく、共済契約者に対し、同項の死亡があつた旨、追加共済掛金の額およびその支払期限を書面により通知するものとする。この場合において、支払期限は、通知の書面を發する日から起算して別に定める期間を経過した後とするものとする。</u></p> <p><u>4 共済契約者は、前項の支払期限までに追加共済掛金を支払わないときは、この組合に対し、前項の支払期限の翌日から追加共済掛金を支払う日までの日数に応じ延滞利息（その利率は、別に定める。）を支払わなければならない。</u></p> <p><u>5 この組合は、第1項の死亡に関し当該共済契約の被共済者に対して共済金を支払うべき場合において、追加共済掛金および延滞利息の支払を受けていないときは、追加共済掛金および延滞利息に充てるため、これらの額に相当する金額を当該共済金から控除するものとする。</u></p> <p><u>6 この組合は、第1項の死亡について保有者に法第3条の規定による損害賠償の責任が発生しなかつたときは、追加共済掛金および延滞利息の支払として受けた給付の額または前項の規定により控除した額を共済契約者に返還するものとする。この場合において、この組合が返還する金額には、その給付を受け、または控除した日からの日数に応じ利息（その利率は、別に定める。）を附するものとする。</u></p>

改 正 後	現 行
<p>第5章 <u>割戻金の割戻し</u> (<u>割戻金の割戻し</u>)</p> <p>第29条 この組合は、共済契約に係る全国共済連との再共済契約につき全国共済連から<u>割戻金の割戻し</u>があつたときは、これを当該共済契約に対する<u>割戻金</u>として共済契約者に<u>割り戻すもの</u>とする。</p> <p>2 <u>割戻金の割戻し</u>を受ける権利を有する者が新たな共済契約の申込みをした場合には、その者に<u>割り戻すべき割戻金</u>は、その者が払い込むべき共済掛金の額からその者に<u>割り戻すべき金額</u>を差し引いてすることができる。</p> <p>3 この組合は、共済契約の締結に<u>当たり</u>、<u>確定金額の割戻し</u>を約さないものとする。</p>	<p>第5章 <u>割りもどし金の割りもどし</u> (<u>割りもどし金の割りもどし</u>)</p> <p>第29条 この組合は、共済契約に係る全国共済連との再共済契約につき全国共済連から<u>割りもどし金の割りもどし</u>があつたときは、これを当該共済契約に対する<u>割りもどし金</u>として共済契約者に<u>割りもどすもの</u>とする。</p> <p>2 <u>割りもどし金の割りもどし</u>を受ける権利を有する者が新たな共済契約の申込みをした場合には、その者に<u>割りもどすべき割りもどし金</u>は、その者が払い込むべき共済掛金の額からその者に<u>割りもどすべき金額</u>を差し引いてすることができる。</p> <p>3 この組合は、共済契約の締結に<u>あたり</u>、<u>確定金額の割りもどし</u>を約さないものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>第6章 その他事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(共済事業の譲渡及び譲受け並びに共済契約の移転及び承継)</p> <p>第30条 この組合は、自動車損害賠償責任共済の事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は共済契約の全部を包括して移転（以下この条において「包括移転」という。）する場合には、あらかじめ共済契約者に通知し、その譲渡する事業に係る共済契約又は包括移転に係る共済契約を他の農業協同組合又は全国共済連（以下この条及び第32条において「他の組合」という。）に移転するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この組合は、他の組合から自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡若しくは共済契約の移転の申出があつた場合又は他の農業協同組合から共済契約の包括移転の申出があつた場合には、この組合の事業に差し支えない限り、当該事業を譲り受け、又は当該共済契約を承継するものとする。</p> <p>(他の組合を経由する損害賠償額の支払請求等)</p> <p>第32条 被害者は、損害賠償額又は仮渡金の支払の請求を他の組合を経由して行うことができる。</p> <p>2 この組合は、他の組合の共済契約に係る被害者から申出があつた場合には、他の組合が支払うべき損害賠償額又は仮渡金の支払手続に関する事務を処理するものとする。</p>	<p>第6章 その他事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(共済事業の譲渡および譲受けならびに共済契約の移転および承継)</p> <p>第30条 この組合は、自動車損害賠償責任共済の事業の全部もしくは一部を譲渡し、または共済契約の全部を包括して移転（以下この条において「包括移転」という。）する場合には、あらかじめ共済契約者に通知し、その譲渡する事業に係る共済契約または包括移転に係る共済契約を他の農業協同組合または全国共済連（以下この条および第32条において「他の組合」と総称する。）に移転するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この組合は、他の農業協同組合から自動車損害賠償責任共済の事業の譲渡もしくは包括移転の申出があつた場合または他の組合から共済契約の移転の申出があつた場合には、この組合の事業に差し支えない限り、当該事業を譲り受け、または当該共済契約を承継するものとする。</p> <p>(他の組合を経由する損害賠償額の支払請求等)</p> <p>第32条 被害者は、損害賠償額または仮渡金の支払の請求を他の組合を経由して行うことができる。</p> <p>2 この組合は、他の組合の共済契約に係る被害者から申出があつた場合には、他の組合が支払うべき損害賠償額または仮渡金の支払手続に関する事務を処理するものとする。</p>

}

改 正 後	現 行
<p>〔新設〕</p> <p><u>（災害等による特別措置）</u></p> <p><u>第 33 条 この組合は、第 9 条から第 11 条までの規定にかかわらず、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され、かつ、道路運送車両法第 61 条の 2 の規定により、自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約の承諾及び共済掛金の収納について、全国共済連が定めた特別措置を適用することができる。</u></p> <p>（その他の事項）</p> <p><u>第 34 条</u> 〔略〕 〔条項移動〕</p>	<p>（その他の事項）</p> <p><u>第 33 条</u> 〔略〕</p>

附 則

- 1 この変更は、平成 14 年 4 月 1 日（行政庁の承認が平成 14 年 4 月 2 日以後に行われたときは、その承認があつた日）から施行する。
- 2 この変更の際、現にこの組合が締結している共済契約（附属書第 1 条第 7 号に規定する共済契約をいう。以下同じ。）については、変更後の附属書第 16 条の 4 の規定は適用しない。
- 3 この変更の際、現にこの組合が締結している共済契約について、変更前に自動車の運行によつて保有者及び運転者以外の者の死亡があつたときの追加共済掛金に係る部分については、変更前の附属書によるものとする。
- 4 平成 14 年 4 月 1 日以後平成 20 年 3 月 31 日以前に共済期間の始期を有する共済契約に係る共済掛金については、附属書第 5 条の共済掛金率により算定された共済掛金から保険料等充当交付金（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）附則第 7 項に規定する保険料等充当交付金をいう。次項において同じ。）の額を控除した金額とする。
- 5 保険料等充当交付金の取扱いについては、国土交通大臣が定める保険料等充当交付金交付要綱に定めるところによる。